

産官連携による一斉休工の取組方法等について

(静岡県交通基盤部建設経済局建設業課)

1 目的

働き方改革の機運醸成を図るため、令和2年10月に「ふじのくに建設産業働き方改革推進大会」を開催し、週休2日の確保等の推進を謳った「働き方改革推進宣言」を採択した。

これを具体的に推進する取組として、県内建設業界団体及び行政機関が、産官連携による一斉休工に取り組むことで、建設産業における労働環境の改善を目指す。

2 概要

(1) 対象工事

災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事を除き、原則全ての工事を対象とする。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。

(3) 休工

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されていることをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 取組機関

(一社) 静岡県建設業協会、(一社) 静岡県建設産業団体連合会
国土交通省中部地方整備局、静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町

3 実施方法

- ・毎月第2土曜日を「ふじ丸デー」とし、取組機関が県内公共工事の一斉休工に取り組む。
- ・受注者に対し、既に契約済みの工事は、対象期間中の第2土曜日の休工を呼びかけるとともに、今後契約する工事は、施工計画等の作成にあたり休工日との調整を図るよう努める。
- ・受注者に対し、現場掲示用チラシを現場に掲示するよう依頼する。
- ・後日の検証のため、発注機関は取組状況（稼働中の工事件数及び取組未実施の件数）を取りまとめの上、毎月月末までに当該月の状況を県建設業課へ報告する。なお、実施の可否の確認は、受注者の申告に基づいて行う。
- ・その他建設産業における働き方改革への理解を広げるため、取組機関は本取組に関する周知に努める。